

指導者に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>指導者に関する規則</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第21条 本協会は、次の各号に該当する場合、ライセンス保有者に対するライセンス適格性の再審査を行う。</p> <p>2 本協会は、ライセンス適格性の再審査の結果、ライセンス保有者に対して、次の指導を行うことができる。なお、各号は併科できるものとする。</p> <p>(ライセンスの失効)</p> <p>第25条 以下の場合、登録が抹消されライセンスが取り消される。</p> <p>(1) 第14条に定める登録抹消手続きがあったとき</p> <p>(2) 第21条2項5号の指導が行われたとき</p> <p>2 以下の場合、登録が更新されず、第9条第1項の登録有効期間満了日をもってライセンスは失効する。</p> <p>(1) 第9条第1項の登録有効期間満了日までに翌年分の登録料を納付しないとき</p> <p>(2) 第18条2項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定のポイントを獲得できなかったとき</p> <p>(ライセンスの復活)</p> <p>第26条 前条第2項各号に該当したためライセンスが失効した場合において、以下の各号所定の要件を満たすときは、失効日の翌日に遡って登録が更新されたものとみなし、ライセンスが復活することとする。</p>	<p>指導者に関する規則</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第21条 本協会は、次の各号に該当する場合、ライセンス保有者に対するライセンス適格性の再審査を行う。</p> <p>2 本協会は、<u>前項に定める</u>ライセンス適格性の再審査の結果、ライセンス保有者に対して、次の指導を行うことができる。なお、各号は併科できるものとする。</p> <p>(ライセンスの<u>取消及び</u>失効)</p> <p>第25条 以下の場合、登録が抹消されライセンスが取り消される。</p> <p>(1) 第14条に定める登録抹消手続きがあったとき</p> <p>(2) 第21条2項5号の指導が行われたとき</p> <p>2 以下の場合、登録が更新されず、第9条第1項の登録有効期間満了日をもってライセンスは失効する。</p> <p>(1) 第9条第1項の登録有効期間満了日までに翌年分の登録料を納付しないとき</p> <p>(2) 第18条2項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定のポイントを獲得できなかったとき</p> <p>(ライセンスの復活)</p> <p>第26条 前条第2項各号に該当したためライセンスが失効した場合において、以下の各号所定の要件を満たすときは、失効日の翌日に遡って登録が更新されたものとみなし、ライセンスが復活することとする。</p> <p><u>2 ライセンスが失効し、前項各号に定めるライセンスの復活が適用不可能な状態になった時、ライセンスの失効は確定的なものとなる(以下「完全失効」という)。</u></p>	

## (ライセンスの再認定)

第27条 やむを得ない理由により、第25条第2項第2号に該当したためライセンスが失効した場合において、本協会は、次の条件を全て満たすときはライセンスの再認定を行う。この場合、再認定された登録の有効期間は、本協会が再認定した後の翌奇数月1日から1年とする。

(1) 第18条第2項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定のポイントを獲得できなかった理由が病気や怪我、介護、出産などによるものであり、かつ医療機関、公的機関が発行する証明書など、当該理由を証明する書類を提示できること

(2) 再認定を申請した日がリフレッシュポイント獲得期間の最終日から4年以内であること

(3) 本協会がその者にライセンスを再認定することが特に必要と認める場合

(4) 登録料および本協会が別途定める手数料を支払い、指定の研修を受けること

2 本協会は、前号の条件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、ライセンスの再認定を認めない

(1) 本人の意思に基づいて第14条に定める登録抹消手続きがなされた場合

(2) 第21条第2項第5号により、ライセンス失効となった場合

(3) 過去にライセンスの再認定を行ったことがある場合

## (ライセンスの再認定)

第27条 ライセンスが完全失効した場合であっても、次の条件を全て満たすときは、ライセンスの再認定を行うことができる。この場合、再認定された登録の有効期間は、本協会が再認定した後の翌奇数月1日から1年とする。

(1) 失効の理由が第25条第2項第2号に基づくものであること

(2) 再認定を申請した日が完全失効日から30年以内であること

(3) 本協会がその者にライセンスを再認定することが特に必要と認める場合

(4) 指定の研修を受けること

(5) 登録料及び本協会が別途定める手数料を支払うこと。ただし、ライセンスが完全失効となった理由が病気や怪我、介護、出産などによるものであり、かつ医療機関、公的機関が発行する証明書など、当該理由を証明する書類を提示できる場合に手数料の支払いは免除される。

2 前項の定めにかかわらず、第21条第2項第5号により、ライセンスが失効した場合には、ライセンスの再認定を認めない。

3 本条第1項各号の条件を満たさない場合又は本条第2項各号に該当する場合であっても、本協会が特に認めた場合には、ライセンスの再認定を認める場合がある。

3 本条第1項各号の条件を満たさない場合又は本条第2項に該当する場合であっても、本協会が特に認めた場合には、ライセンスの再認定を認める場合がある。

2026年3月12日